

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する
規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（令和3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則に関して、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

(1) 県立学校職員服務規程

産後パパ育休（子の誕生日から8週間以内にする育児休業）を取得する場合、育児休業承認請求書の提出期限を休業開始希望日の2週間前（改正前：1か月前）に短縮する。

(2) 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

妻の出産時の子の養育休暇の取得期間を、出産の日以後1年（改正前：出産の日後8週間）を経過する日まで拡大する。

3 施行期日

令和4（2022）年10月1日から施行する。

4 参考（育児休業制度の改正概要）

(1) 育児休業の分割取得

- ・ 子の3歳の誕生日の前日まで、育児休業を原則2回（改正前は原則1回）まで取得可能となる。
- ・ 上記育児休業とは別に、産後パパ育休を2回（改正前は1回）まで取得可能となる。

(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件緩和

- ・ 産後パパ育休を取得する場合、次の①・②の両方を満たす職員は育児休業を取得可能となる。
 - ① 勤務日が週3日以上又は年121日以上
 - ② 子の誕生日から8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日（改正前は子が1年6か月に達する日）までに任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない

○県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第9号

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
(県立学校職員服務規程の一部改正)

第1条 県立学校職員服務規程(昭和32年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業承認等)</p> <p>第23条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により、育児休業の承認の請求をするときは、その休業を始めようとする日の1月 <u>（当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間)</u> 前までに、様式第14の2による育児休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(育児短時間勤務承認等)</p> <p>第23条の3 職員は、職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により、育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、様式第14の5による育児短時間勤務承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、同条例<u>第11条第6号</u>の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、<u>様式第14の5の2による育児短時間勤務計画書</u>を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(育児休業承認等)</p> <p>第23条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により、育児休業の承認の請求をするときは、その休業を始めようとする日の1月 _____ _____ 前までに、様式第14の2による育児休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。<u>この場合において、職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第3条第5号の規定により、子を養育するための計画について申し出ようとする職員は、様式第14条の3による育児休業等計画書を併せて提出しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(育児短時間勤務承認等)</p> <p>第23条の3 職員は、職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により、育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、様式第14の5による育児短時間勤務承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、同条例<u>第11条第5号</u>の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、<u>様式第14の3による育児休業等計画書</u> _____を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

様式第14の2を次のように改める。

様式第14の2（第23条の2関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

補職名

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項の規定に基づき、育児休業の承認を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。（写しでも可）
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。
- 3 「備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、職員が当該請求に係る子の最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第14の3を次のように改める。

様式第14の3 削除

様式第14の5の次に次の1様式を加える。

様式第14の5の2（第23条の3関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

補職名

氏 名

再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について、次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子の氏名		生 年 月 日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間		年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成7年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(13)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(13)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(総務課)